

関係法令改正に伴う危害予防規程の指針等の改正

1. 対象技術基準

- KHKS 1800-1 (2016) 第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針
- KHKS 1800-2 (2016) 第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針

2. 技術基準の概要

高压ガス保安法第 26 条の規定により、第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定めなければならない。経済産業省令で定める事項とは、一般則第 63 条、液石則第 61 条、コンビ則第 22 条に定められている事項である（冷凍則は本委員会の対象でないため省略）。

これらの危害予防規程の制定にあたって参考となる事項を示すため、高压ガス規格委員会所掌の規格として以下のとおり「特定の事業所用」と「一般の事業所用」に分けて、危害予防規程の指針を制定している。また、対象地域内の事業所が危害予防規程に追加で定めこととなる、地震防災規程の指針等も制定している。（※ KHKS 1801-x は、保安教育計画の指針）

なお、「特定の事業所」とは、第一種製造者のうち、関係法令上、保安主任者と保安企画推進員の選任が必要な事業所のことを本規格内の適用範囲で定義しており、「一般の事業所」とはそれ以外の事業所のことである。

- ・ KHKS 1800-1 第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針
- ・ KHKS 1802-1 第一種製造者 特定の事業所用 地震防災規程の指針
- ・ KHKS 1803-1 第一種製造者 特定の事業所用 南海トラフ地震防災規程の指針
- ・ KHKS 1804-1 第一種製造者 特定の事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針
- ・ KHKS 1800-2 第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針
- ・ KHKS 1802-2 第一種製造者 一般の事業所用 地震防災規程の指針
- ・ KHKS 1803-2 第一種製造者 一般の事業所用 南海トラフ地震防災規程の指針
- ・ KHKS 1804-2 第一種製造者 一般の事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針

3. 見直しの必要性及びその対応

平成 30 年（2018 年）11 月 14 日に関係法令が改正され、危害予防規程に定める事項が追加された。一般則の改正を別添に示す。一般則を例にとると、一般則第 63 条第 2 項に定められている事項については、これまで KHKS 1800-1 及び KHKS 1800-2 危害予防規程の指針に規定している。よって、追加された第 7 号の「大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。」について、これら指針に追加することとする。

また、一般則第 63 条第 9 項に新たに規定された事項については、新規に当該事項に関する規程の指針を定めることとする。

地震防災規程の指針等を含め、これらの指針を一つの規格として「危害予防規程の指針」に集約することが、前回（第 5 期第 5 回）委員会で決議された。

4. 改正案

改正案を **資料 3** 及び **資料 4** に示す。

4.1 構成の変更

表 1、表 2 のとおり規格の構成を変更した。

表 1 KHKS 1800-1 の構成変更

改正案	現在
KHKS 1800-1 第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針 附属書 A (参考) 保安管理組織の基本的考え方及び保安管理組織図の例 附属書 B (参考) 保安関係規定類の関連図表の例 <u>附属書 C (規定) 地震防災規程の指針</u> <u>附属書 D (規定) 南海トラフ地震防災規程の指針</u> <u>附属書 E (規定) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針</u> <u>附属書 F (規定) 津波防災規程の指針</u>	KHKS 1800-1 第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針 附属書 A (参考) 保安管理組織の基本的考え方及び保安管理組織図の例 附属書 B (参考) 保安関係規定類の関連図表の例 <u>KHKS 1802-1 第一種製造者 特定の事業所用 地震防災規程の指針</u> <u>KHKS 1803-1 第一種製造者 特定の事業所用 南海トラフ地震防災規程の指針</u> <u>KHKS 1804-1 第一種製造者 特定の事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針</u> [新設]

※ この対応に伴い KHKS 1802-1、KHKS 1802-1、KHKS 1803-1、KHKS 1804-1 は廃止する。

表 2 KHKS 1800-2 の構成変更

改正案	現在
KHKS 1800-2 第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針 附属書 A (参考) 保安管理組織図の例 <u>附属書 B (規定) 地震防災規程の指針</u> <u>附属書 C (規定) 南海トラフ地震防災規程の指針</u> <u>附属書 D (規定) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針</u> <u>附属書 E (規定) 津波防災規程の指針</u>	KHKS 1800-2 第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針 附属書 A (参考) 保安管理組織図の例 <u>KHKS 1802-2 第一種製造者 一般の事業所用 地震防災規程の指針</u> <u>KHKS 1803-2 第一種製造者 一般の事業所用 南海トラフ地震防災規程の指針</u> <u>KHKS 1804-2 第一種製造者 一般の事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針</u> [新設]

※ この対応に伴い KHKS 1802-2、KHKS 1802-2、KHKS 1803-2、KHKS 1804-2 は廃止する。

4.2 改正案の概要

(1) 一般則第 63 条第 2 項第 7 号、液石則第 61 条第 2 項第 7 号及びコンビ則第 22 条第 2 項第 7 号（大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること）への対応

KHKS 1800-1、1800-2 共に本文中に新たに項を追加した (KHKS 1800-1 は 11. に、KHKS 1800-2 は 9. に追加)。

追加した項目は、経済産業省委託で KHK が受託した「平成 30 年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（新たな高圧ガス設備等耐震設計基準・耐震性能評価方法の検討に向けた調査研究）」の報告書中「第 V 章 防災・減災対策」中の「4. 危害予防規程に追加する事項（案）」(参考資料 1) を基にした。

なお、規格内の既存の記述と同程度の書きぶり（具体度）となるよう、同報告書内で別添 2 に示す項目に加えて、項目の説明として別添 3 で例示としている箇所からの一部引用とした。同報告書の案のとおり「地震に対する事前及び事後対策の実施」については、特定の事業所用 (KHKS 1800-1) のみに規定した。

(2) 一般則第 63 条第 9 項、液石則第 61 条第 9 項及びコンビ則第 22 条第 9 項（津波防災）への対応

附属書として「津波防災規程の指針」を位置づけた。内容は、(1)中の委託報告書の内容を基とした。規格本文中に「対象となる事業所が追加で定めなければならない事項」を追加し（KHKS 1800-1 は 15. に、KHKS 1800-2 は 13. に追加）、「対象となる事業所が定めなければならない事項に対する指針を附属書に示す。」こととした。

(3) 地震防災規程の指針、南海トラフ地震防災規程の指針、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針

(2) の対応と同様に、附属書として各指針を位置づけ、規格本文中に「対象となる事業所が追加で定めなければならない事項」を追加し、「対象となる事業所が定めなければならない事項に対する指針を附属書に示す。」という対応とした。

これらの指針は現行の KHKS の内容をそのまま引き継いでいるが、「1 適用範囲」は、附属書となったことにより規格本文に書かれる内容と重複することから削除した。

5. 今後の予定案

本日の会議終了後 改正案の送付、ご意見募る。

2020 年 3 月 協会にてご意見に対する対応案作成。再度ご意見募る。

（ご意見等が収束するまで、必要に応じて複数回実施）

その後 書面投票等改正に向けたプロセスへ

6. 議案（本日採決いただきたい事項）

(1) 今後改正案の送付、ご意見を募り協会にてご意見に対する対応案作成。対応案について再度ご意見募る（ご意見等が収束するまで、必要に応じて複数回実施）。

(2) (1) の後、委員長に確認後、書面投票をはじめとする、規格制定手続きへ進めること。

(3) 書面投票期間は 15 日間とすること。

（投票期間は 15 日以上で委員会が定める期間とされている（規格委員会規程第 20 条第 3 項第 4 号））

(4) パブリックコメントの期間は 1 ヶ月間とすること。

（パブリックコメントの期間は 1 ヶ月以上 2 ヶ月以内で議案の内容を考慮して委員会が定める期間とされている（規格委員会規程第 23 条第 1 項及び技術基準策定手順書第 18 条第 1 項））

以上

一般高圧ガス保安規則 第63条（危害予防規定関係）の平成30年11月14日改正新旧対照表

新	旧
(危害予防規程の届出等) 第六十三条 [略] 2 法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の細目とする。 一 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関すること。 二 保安管理体制並びに保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員の行うべき職務の範囲に関すること。 三 製造設備の安全な運転及び操作に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。 四 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。 五 製造施設の新增設に係る工事及び修理作業の管理に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。 六 製造施設が危険な状態となつたときの措置及びその訓練方法に関すること。 <u>七 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。</u> <u>八 協力会社の作業の管理に関すること。</u> <u>九 従業者に対する当該危害予防規程の周知方法及び当該危害予防規程に違反した者に対する措置に関すること。</u> <u>十 保安に係る記録に関すること。</u> <u>十一 危害予防規程の作成及び変更の手続に関すること。</u> <u>十二 前各号に掲げるもののほか災害の発生の防止のために必要な事項に関すること。</u> 3 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内にある事業所（同法第六条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のみの製造に係る事業所を除く。以下次項において同じ。）に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。 [略] 5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所（同法第五条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のみの製造に係る事業所を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同	(危害予防規程の届出等) 第六十三条 [略] 2 法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の細目とする。 一 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関すること。 二 保安管理体制並びに保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員の行うべき職務の範囲に関すること。 三 製造設備の安全な運転及び操作に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。 四 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。 五 製造施設の新增設に係る工事及び修理作業の管理に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。 六 製造施設が危険な状態となつたときの措置及びその訓練方法に関すること。 [新設] 七 協力会社の作業の管理に関すること。 八 従業者に対する当該危害予防規程の周知方法及び当該危害予防規程に違反した者に対する措置に関すること。 九 保安に係る記録に関すること。 十 危害予防規程の作成及び変更の手続に関すること。 十一 前各号に掲げるもののほか災害の発生の防止のために必要な事項に関すること。 3 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内にある事業所（同法第六条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のみの製造に係る事業所を除く。以下次項において同じ。）に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。 [略] 5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所（同法第五条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のみの製造に係る事業所を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同

<p>じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。</p> <p>[略]</p> <p>7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第六条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のみの製造に係る事業所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。</p>	<p>じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。</p> <p>[略]</p> <p>7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第六条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のみの製造に係る事業所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。</p>
<p>[略]</p> <p>9 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第八条第一項の規定により津波浸水想定(同項に規定する「津波浸水想定」をいう。以下同じ。)が設定された区域内にある事業所に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、当該津波浸水想定に応じた次の各号に掲げる事項の細目とする。</p> <p>一 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難にすること。</p> <p>二 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限にすること。</p> <p>三 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報にすること。</p> <p>四 津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供にすること(当該事業所の所在地における津波浸水想定が三メートルを超える場合に限る。)。</p> <p>五 充填容器等(高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。以下この号において同じ。)の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針にすること(当該事業所の所在地における津波浸水想定が一メートル(車両に固定した容器に係る事項にあつては、二メートル)を超える場合に限る。)。</p> <p>六 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防消火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関する</p>	<p>[略]</p>

こと。

七 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。

10 津波防災地域づくりに関する法律第八条第一項の規定による津波浸水想定の設定の際、当該想定が設定された区域内において高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該設定があつた日から一年以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。